令和６年度第１回印西市都市計画審議会

日時：令和６年７月３１日（水）午前９時３０分から
場所：印西市役所会議棟２階　２０４会議室

次　　第

１　開　　会

２　市長挨拶

３　会長挨拶

４　議事日程
　日程第１　会長職務代理者の指名
　日程第２　会議録署名委員の指名
　日程第３　議案第１号　印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について

５　その他

６　閉　　会

印西都計第３８３号

印西市都市計画審議会　様

印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について
（諮問）

このことについて、印西市都市計画審議会条例（昭和４６年条例第６号）第２条の規定により、下記案件を貴審議会に諮問します。

令和６年７月１日

印西市長　板倉　正直

記

１　印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について

印西市都市計画審議会委員　名簿

任期：令和５年７月１日～令和７年６月３０日

※令和6年7月31日時点

	条例	氏名	フリガナ	所属・役職等	備考
1	第３条第１項 （学識経験） ７名	山口　道博	ヤマグチ　ミチヒロ	印西市観光協会　理事長	R6.6.16～
2		坂巻　栄一	サカマキ　エイイチ	印西市商工会　会長	R6.5.21～
3		篠田　道雄	シノダ　ミチオ	印西市農業委員会　会長	
4		大﨑　淳史	オオサキ　アツシ	東京電機大学　未来科学部 建築学科 准教授・工学博士	
5		山﨑　利雄	ヤマザキ　トシオ	元印旛村議会議員 元印旛村都市計画審議会委員	
6		伊藤　益美	イトウ　マスミ	元印旛地区地域審議会委員	
7		菊地　愛子	キクチ　アイコ	元本埜地区地域審議会委員	
8	第３条第１項 （議会議員） 2名	軍司　俊紀	グンジ　トシノリ	印西市議会議員	
9		山田　喜代子	ヤマダ　キヨコ	印西市議会議員	
10	第３条第２項 （関係行政機関） ２名	伊東　誠	イトウ　マコト	千葉県警察 印西警察署長	
11		荒木　健一	アラキ　ケンイチ	千葉県県土整備部 印旛土木事務所長	

○印西市都市計画審議会条例

昭和46年３月15日条例第６号

改正

昭和59年３月19日条例第18号
平成８年３月26日条例第88号
平成９年３月28日条例第26号
平成12年３月15日条例第９号
平成22年３月17日条例第82号

印西市都市計画審議会条例

（設置）

第１条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の２第１項の規定に基づき、印西市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

（１）　本市が定める都市計画に関すること。

（２）　都市計画について本市が提出する意見に関すること。

（３）　その他、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び議会の議員につき、市長が任命するものとする。

２　市長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

３　前２項の規定により任命する委員の数は、13人以内とする。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門委員）

第４条　審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

２　審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は、市長が任命するものとする。

４　臨時委員及び専門委員は、当該事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　会長が欠けたとき、又は事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会の会議は、会長がこれを招集する。
２　審議会は、その委員（その審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。
（委任）
第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この条例は、昭和46年５月１日から施行する。
２　印西町都市計画委員会条例（昭和39年条例第10号）は、廃止する。

附　則（昭和59年３月19日条例第18号）

この条例は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月26日条例第88号）

（施行期日）
１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例施行の際、この条例による改正前の印西町都市計画審議会条例の規定により委員に委嘱されている者は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。ただし、委員の任期は、平成９年６月30日までとする。

附　則（平成９年３月28日条例第26号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月15日条例第９号抄）

（施行期日）
１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。
（印西市環境審議会委員、印西市都市計画審議会委員及び印西市防災会議委員の任命に係る経過措置）
２　この条例の施行の際、現に委員である者は、改正後の印西市環境審議会条例、印西市都市計画審議会条例及び印西市防災会議条例の規定に基づいて任命された委員とみなす。ただし、その任期は、この条例の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附　則（平成22年３月17日条例第82号）

（施行期日）
１　この条例は、平成22年３月23日から施行する。
（任期の特例）
２　平成22年３月23日から平成23年６月30日までの間に審議会の委員に委嘱される者（補欠の委員として委嘱される者を除く。）の任期は、改正後の第３条第４項の規定にかかわらず、平成23年６月30日までとする。

議案第１号

印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について

印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（印西市決定）

都市計画ごみ焼却場に第３号印西クリーンセンター次期中間処理施設を次のように追加する。

名　称		位　置	面　積	備　考
番号	ごみ焼却場名			
３	印西クリーンセンター次期中間処理施設	印西市吉田字馬込の一部の区域	約 23,000 ㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理由：印西地区環境整備事業組合における関係市町（印西市、白井市、印旛郡栄町）から発生する一般廃棄物（ごみ）の適正処理及び資源化のため、新たにごみ焼却場を決定するものである。

理　由　書

印西地区環境整備事業組合は、印西市、白井市及び印旛郡栄町の 2 市 1 町（以下、「関係市町」という。）で構成されています。

現在、関係市町の区域における可燃ごみ及び不燃・粗大ごみは印西クリーンセンターで処理されていますが、現施設は老朽化が進み、一般廃棄物の適正処理及び資源化を維持するための代替施設の整備が必要となりました。

そういった背景の中で、事業者である印西地区環境整備事業組合の管理者附属機関として新たに設置された用地検討委員会において建設候補地を広く公募し、5 箇所の候補地から最も評価の高かった吉田地区を選定しました。

本計画地の区域区分は印西都市計画区域内の市街化調整区域となっており、北総線印西牧の原駅から南南西約 3.8 ㎞の八千代市及び佐倉市の行政界に近い場所に位置し、地形は平坦な台地となっています。周辺には山林、水田、畑などが広がり、近傍にはゴルフ場や吉田地区、松崎地区の集落が存在しています。

施設整備にあたっては、焼却施設の処理能力を印西地区ごみ処理基本計画における目標達成焼却量より 156t/日と設定し、リサイクルセンターの処理能力を印西地区ごみ処理基本計画における目標達成時の破砕・選別処理量より 10t/日と設定しています。

本事業は都市計画区域マスタープラン及び印西市都市マスタープランにも位置付けのある事業であり、環境に配慮し、安全で安定的なごみ処理の実現を目指したごみ焼却場を建設するため都市計画決定を行うものです。

新旧対照表

新

名　　称		位　　置	面　　積	備　　考
番　号	ごみ焼却場名			
1	白井市ごみ焼却場	白井市南山２丁目1,018番2	約27,000㎡	
2	印西クリーンセンター	印西市大塚一丁目１番地１	約25,000㎡	
3	印西クリーンセンター次期中間処理施設	印西市吉田字馬込の一部の区域	約23,000㎡	

旧

名　　称		位　　置	面　　積	備　　考
番　号	ごみ焼却場名			
1	白井市ごみ焼却場	白井市南山２丁目1,018番2	約27,000㎡	処理能力 焼却施設240t/日
2	印西クリーンセンター	印西市大塚一丁目１番地１	約25,000㎡	処理能力 焼却施設300t/日 粗大ごみ破砕処理施設50t/日

平成二十六年八月

印西都市計画図

（印西都市計画区域は、船橋市を除く）

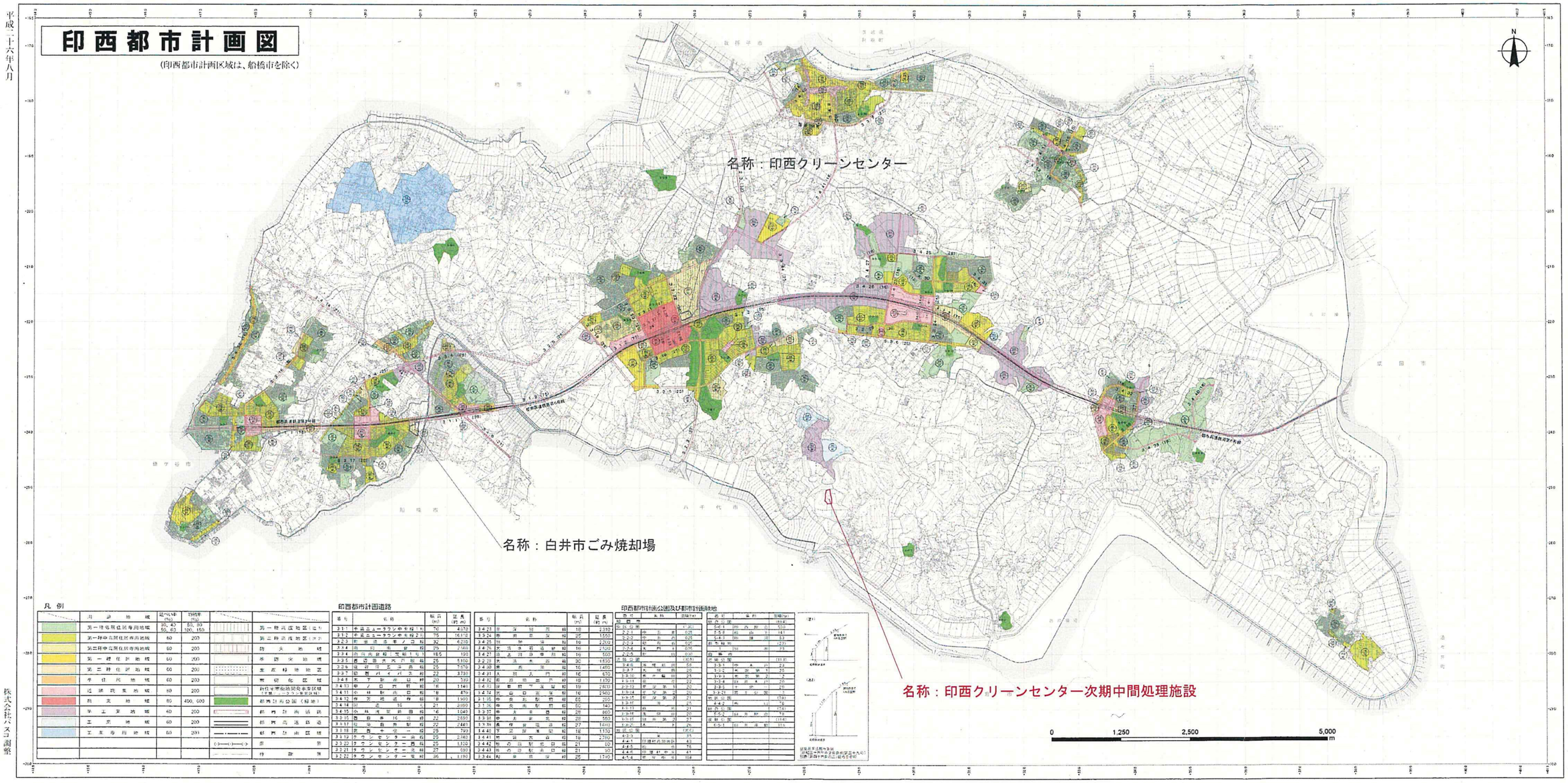

凡例

	用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)
	第一種低層住居専用地域	50, 40	80, 80
	第一種中高層住居専用地域	60, 50	200, 150
	第二種中高層住居専用地域	60	200
	第一種住居地域	60	200
	第二種住居地域	60	200
	準住居地域	60	200
	近隣商業地域	80	200
	商業地域	80	400, 600
	準工業地域	60	200
	工業地域	60	200
	工業専用地域	60	200

	第一種風致地区（ロ）
	第二種風致地区（ハ）
	防火地域
	準防火地域
	宅地造成地区
	開発行為区域
	特定市街地開発事業区域（千葉ニュータウン事業区域）
	都市計画公園（緑地）
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	都市計画区域
	境界
	市町界

印西都市計画道路

番号	名称	幅員(m)	延長(約m)
3.1.1	千葉ニュータウン中央線(1)	70	4070
3.1.2	千葉ニュータウン中央線(2)	75	16170
3.2.3	新市街地北東ルート線	32	6200
3.3.4	印旛竜腹線	25	2360
3.3.4	印西南部線（荒屋敷工区）	16.5	190
3.3.5	鹿島田中央ルート線	25	5100
3.3.6	鹿島田北工業線	25	7570
3.3.7	印西バイパス線	22	3730
3.4.8	新市街地北線	20	590
3.4.11	中ノ目大林線	16	1140
3.4.11	小林駅南口線	16	470
3.4.12	神宮地通線	18	1900
3.4.14	印西16号線	21	2090
3.4.15	小林浅間線	16	1040
3.3.15	国道464号線	22	2690
3.3.17	松崎自然駅線	22	2440
3.3.18	武西十字一線	25	790
3.3.19	ウンセンター北線	25	2740
3.3.20	ウンセンター西線	25	1130
3.3.21	ウンセンター北線	27	590
3.2.22	ウンセンター東線	36	1,190

番号	名称	幅員(m)	延長(約m)
3.4.23	新宿地西線	18	2310
3.3.24	南部線	25	1550
3.4.25	印旛竜腹線	16	2200
3.4.26	東京成田高速鉄道線	16	2500
3.4.27	日上野台中線	16	560
3.2.28	東京水道線	30	14500
3.4.30	横断道線	16	1400
3.4.31	入野大門線	16	670
3.4.32	船橋印西線	18	1170
3.4.33	新都市東京線	19	2610
3.4.34	大山口高塚線	16	2560
3.1.35	中央駅駅前線	65	250
3.1.36	中央南駅前線	60	1400
3.3.37	中大森西線	28	860
3.3.38	中大森北線	28	560
3.3.39	高速鉄道線	27	1400
3.4.40	下武西浦線	18	1170
3.4.41	竹袋元山線	16	2390
3.4.42	印西駅東口線	21	600
3.4.43	印西駅南口線	21	90
3.3.44	船橋印西線	25	1710

印西都市計画公園及び都市計画緑地

番号	名称	面積(ha)
街区公園		(約m²)
2.2.1	鹿島田第一公園	0.25
2.2.2	鹿島田第二公園	0.25
2.2.4	大門第一公園	0.25
2.2.5	鹿島田第三公園	0.25
近隣公園		(約m²)
3.4.6	鹿島田第一公園	0.6
3.3.8	大門第一公園	2.0
3.3.10	鹿島田第二公園	2.5
3.3.11	原第一公園	2.2
3.3.13	原第二公園	2.0
3.3.14	原第三公園	2.0
3.3.15	原第四公園	2.1
3.3.16	原第五公園	2.5
3.3.17	鹿島第一公園	2.1
3.3.18	鹿島第二公園	2.0
3.3.19	鹿島第三公園	2.1
3.3.20	鹿島第四公園	2.7
近隣公園		(約m²)
4.2.3	大門第一公園	3.5
4.4.1	印旛村西部地区	4.3
4.4.5	鹿島第一公園	7.5
4.4.6	鹿島第二公園	4.1
4.5.4	原第一公園	3.8

番号	名称	面積(ha)
地区公園		(約m²)
5.4.1	鹿島第一公園	5.0
5.5.2	鹿島第二公園	4.1
5.4.3	鹿島第三公園	5.3
総合運動公園		(約m²)
1	鹿島第一公園	20.0
総合運動場		
3.3.1	鹿島第一運動場	(約m²) 2.3
3.3.2	鹿島第二運動場	3.5
3.3.3	鹿島第三運動場	2
3.3.4	原第一運動場	2.0
3.3.5	原第二運動場	2
3.3.6	原第三運動場	3
4.4.2	鹿島第一運動場	7.6
4.4.3	鹿島第二運動場	2
総合公園		(約m²)
5.3.1	鹿島第一公園	7.8
5.3.2	鹿島第二公園	7.9
5.5.1	鹿島第一公園	11.5

株式会社パスコ調整

印西市役所
白井市役所

印西市都市計画基本図

計　画　図

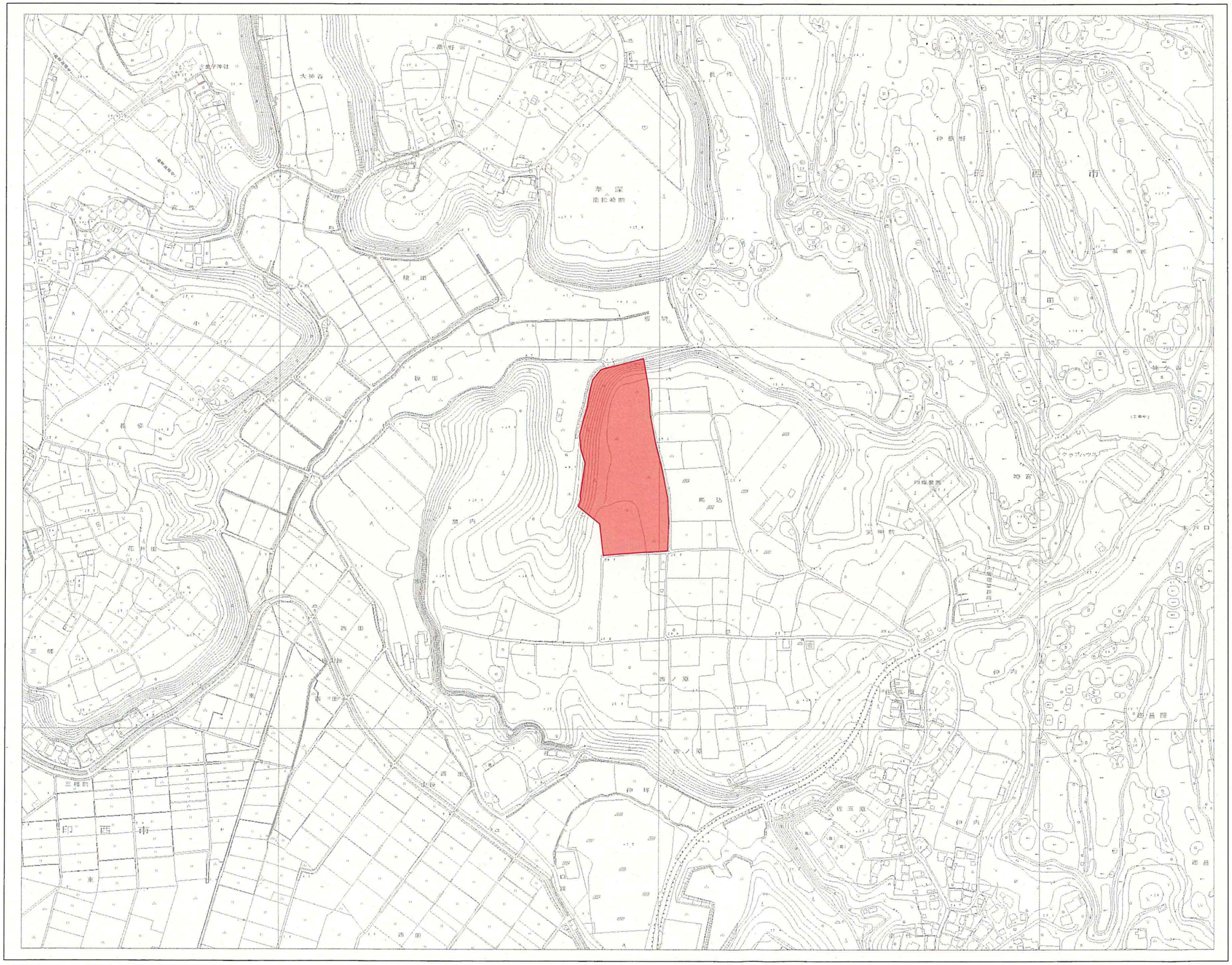

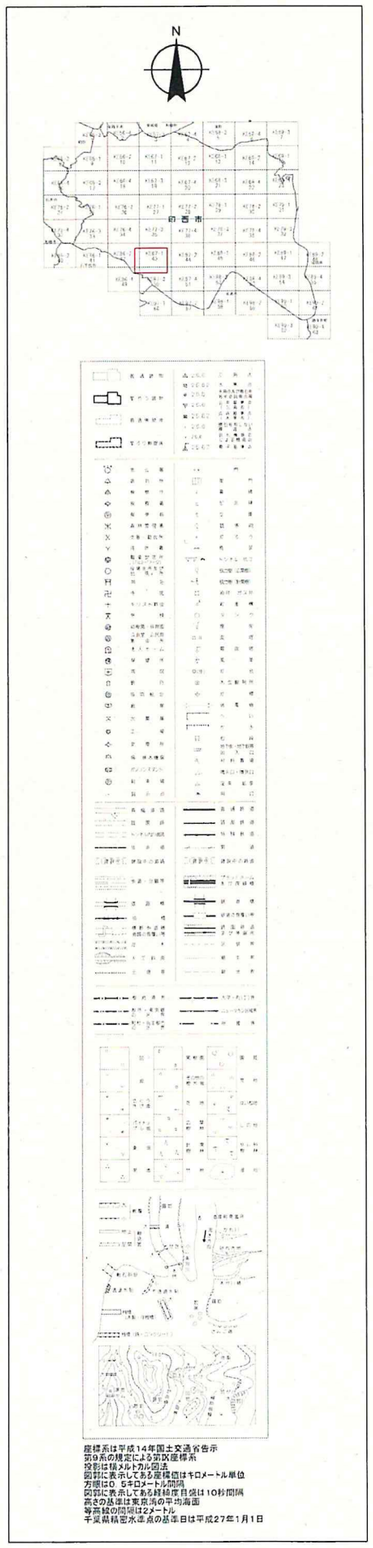

座標系は平成14年国土交通省告示
第9系の規定による第9区座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0．5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル
千葉県精密水準点の基準日は平成27年1月1日

都市計画区域

：決定区域

0　50　100　200　300　400　500 m

印西市都市計画審議会

印西市都市建設部都市計画課

令和６年７月３１日

議案第１号

印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更について

印西クリーンセンター次期中間処理施設の位置等
（印西市吉田字馬込の一部の区域）

N

縮尺　1：8000

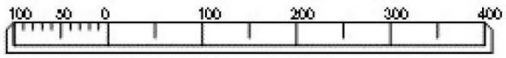

印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（印西市決定）

都市計画ごみ焼却場に第３号印西クリーンセンター次期中間処理施設を次のように追加する。

名称		位　置	面　積	備　考
番号	ごみ焼却場名			
3	印西クリーンセンター次期中間処理施設	印西市吉田字馬込の一部の区域	約23,000㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理由：印西地区環境整備事業組合における関係市町（印西市、白井市、印旛郡栄町）から発生する一般廃棄物（ごみ）の適正処理及び資源化のため、新たにごみ焼却場を決定するものである。

理由書

印西地区環境整備事業組合は、印西市、白井市及び印旛郡栄町の2市1町（以下、「関係市町」という。）で構成されています。

現在、関係市町の区域における可燃ごみ及び不燃・粗大ごみは印西クリーンセンターで処理されていますが、現施設は老朽化が進み、一般廃棄物の適正処理及び資源化を維持するための代替施設の整備が必要となりました。

そういった背景の中で、事業者である印西地区環境整備事業組合の管理者附属機関として新たに設置された用地検討委員会において建設候補地を広く公募し、5箇所の候補地から最も評価の高かった吉田地区を選定しました。

本計画地の区域区分は印西都市計画区域内の市街化調整区域となっており、北総線印西牧の原駅から南南西約3.8kmの八千代市及び佐倉市の行政界に近い場所に位置し、地形は平坦な台地となっています。周辺には山林、水田、畑などが広がり、近傍にはゴルフ場や吉田地区、松崎地区の集落が存在しています。

施設整備にあたっては、焼却施設の処理能力を印西地区ごみ処理基本計画における目標達成焼却量より156t/日と設定し、リサイクルセンターの処理能力を印西地区ごみ処理基本計画における目標達成時の破砕・選別処理量より10t/日と設定しています。

本事業は都市計画区域マスタープラン及び印西市都市マスタープランにも位置付けのある事業であり、環境に配慮し、安全で安定的なごみ処理の実現を目指したごみ焼却場を建設するため都市計画決定を行うものです。

新旧対照表

新

名　称		位　置	面　積	備　考
番 号	ごみ焼却場名			
1	白井市ごみ焼却場	白井市南山２丁目1,018番2	約27,000㎡	
2	印西クリーンセンター	印西市大塚一丁目１番地１	約25,000㎡	
3	印西クリーンセンター次期中間処理施設	印西市吉田字馬込の一部の区域	約23,000㎡	

旧

名　称		位　置	面　積	備　考
番 号	ごみ焼却場名			
1	白井市ごみ焼却場	白井市南山２丁目1,018番2	約27,000㎡	処理能力 焼却施設240t/日
2	印西クリーンセンター	印西市大塚一丁目１番地１	約25,000㎡	処理能力 焼却施設300t/日 粗大ごみ破砕処理施設50t/日

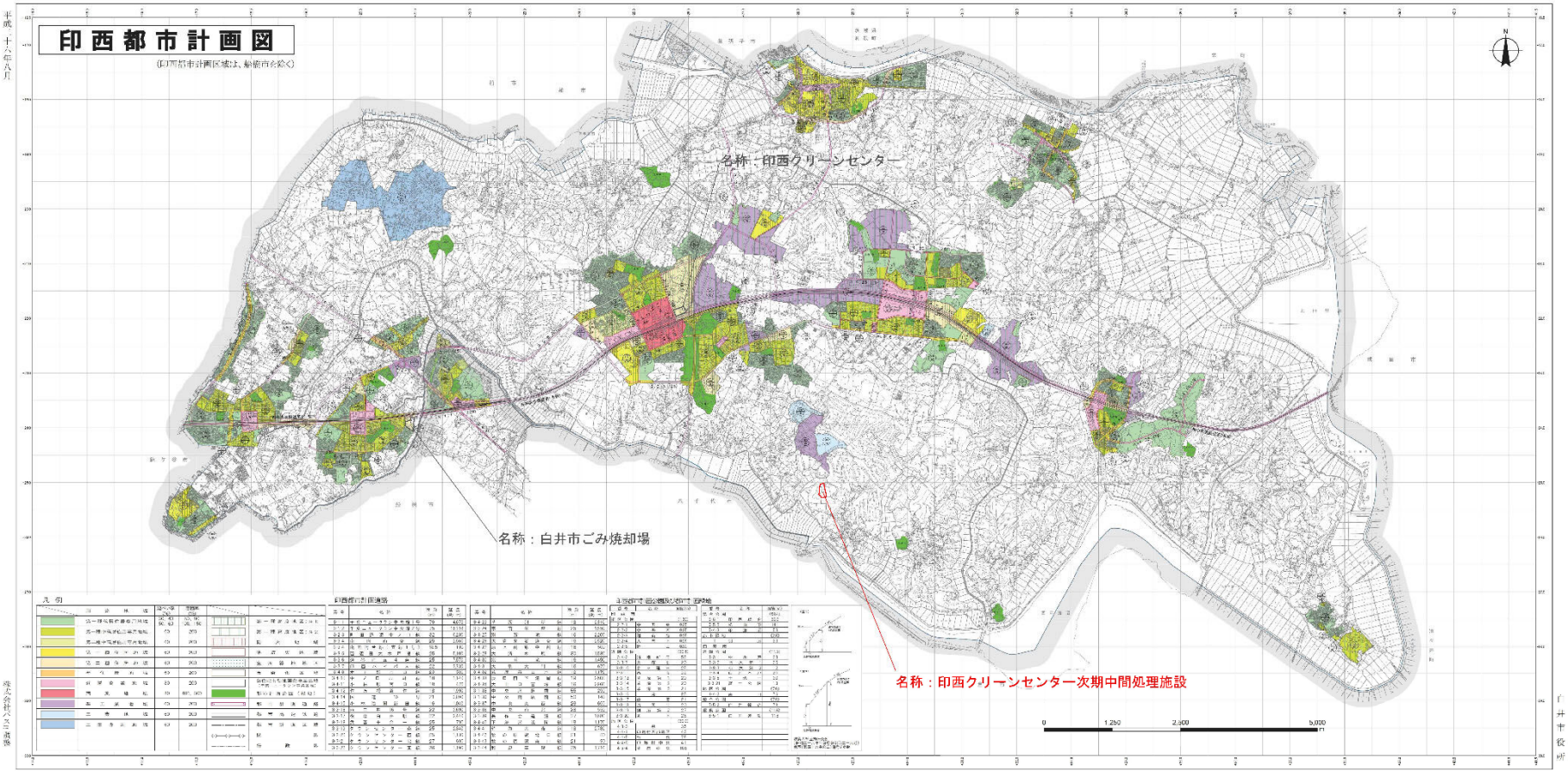
印西都市計画図
名称：印西クリーンセンター
名称：白井市ごみ焼却場
名称：印西クリーンセンター次期中間処理施設

印西市都市計画基本図

計　画　図

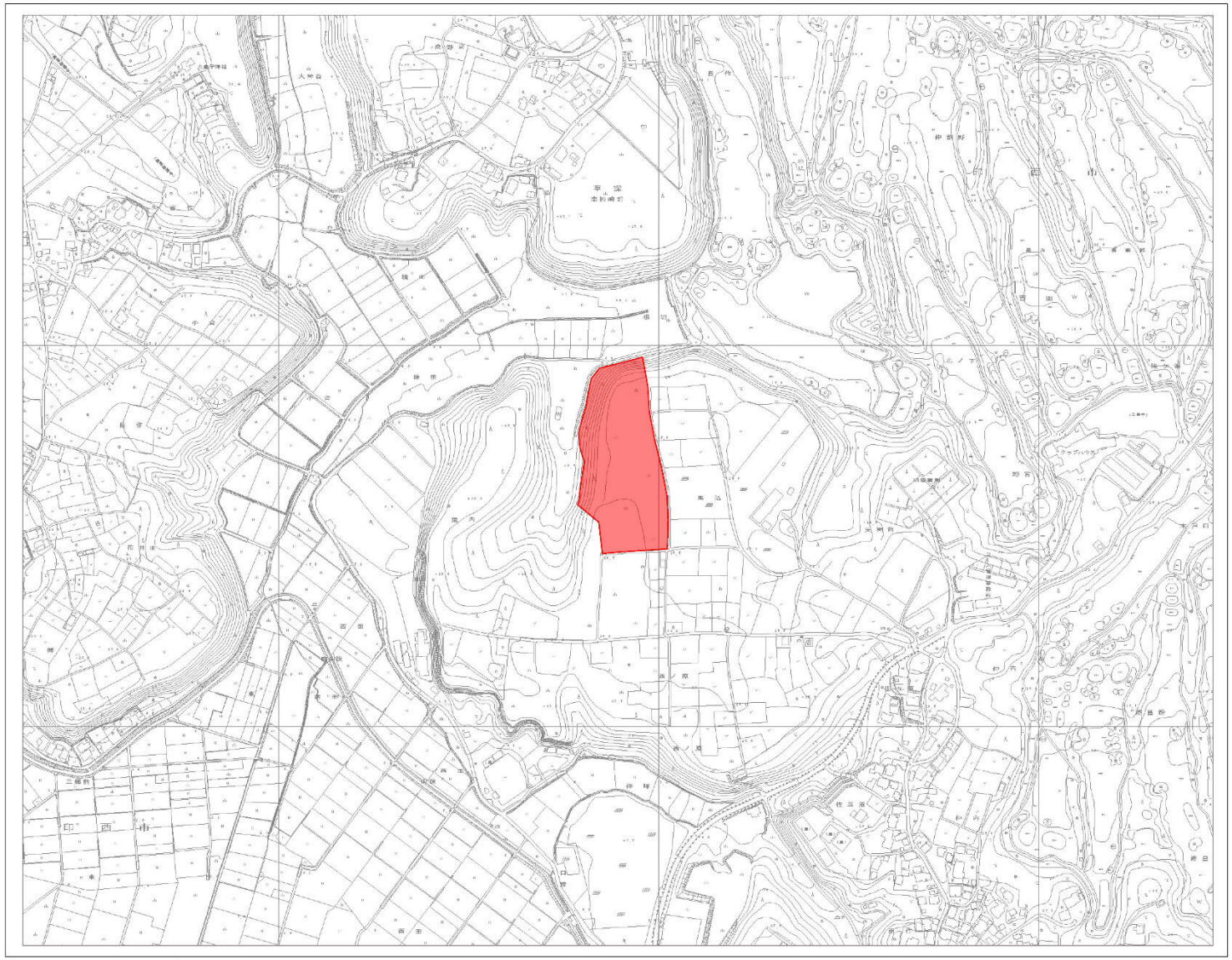

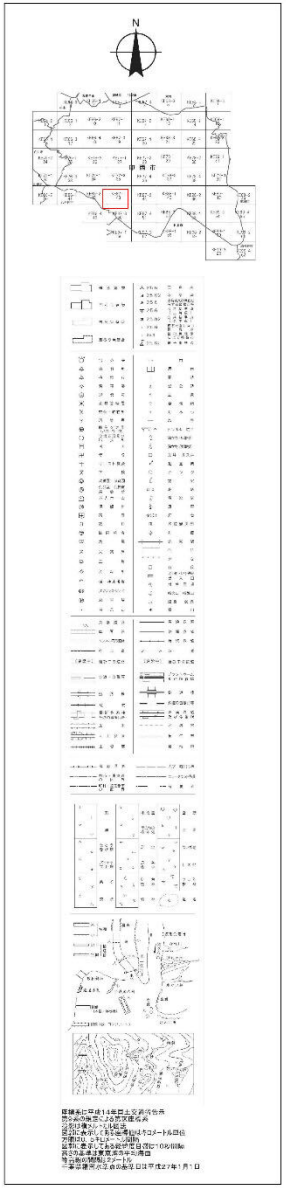

都市計画区域

：決定区域

0　50　100　200　300　400　500 m

印西都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更スケジュール

千葉県との事前協議（約1か月間）	令和5年2月10日実施
▼	
都市計画案の概要の縦覧	令和5年3月6日～ 令和5年3月20日 （公述の申出　なし）
▼	
都市計画案の縦覧	令和5年10月3日～ 令和5年11月1日 （意見書の提出　なし）
▼	
印西市都市計画審議会	令和6年7月31日（本日）
▼	
千葉県との法定協議（約2週間）	令和6年8月上旬～令和6年8月下旬
▼	
都市計画の変更の告示	令和6年9月下旬

ご静聴ありがとうございました

令和6年度第1回　印西市都市計画審議会審議事項

印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業

印西地区環境整備事業組合

令和6年7月31日

印西地区環境整備事業組合の概要

【概　要】

名　　称　　印西地区環境整備事業組合
（設立年月日　昭和５１年３月２２日）

事務所の位置　　印西市大塚一丁目１番地１

関 係 市 町　　印西市、白井市、栄町

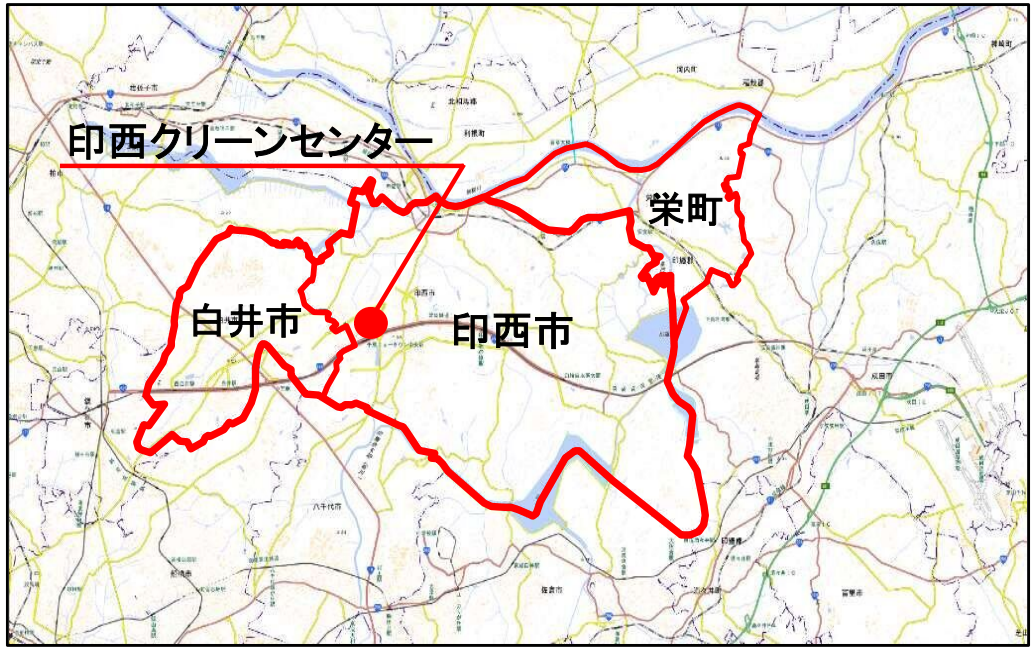

市町名	人　口
印西市	111，449人
白井市	62，320人
栄　町	19，770人
計	193，539人
	（令和6年6月末日現在）

印西クリーンセンターの概要

【施設概要】

名　　称	印西クリーンセンター （昭和６１年４月稼働開始）
位　　置	印西市大塚一丁目１番地１
面　　積	約２．５ｈａ
処理能力	焼却施設　３００ｔ／日 粗大ごみ破砕処理施設　５０ｔ／日

【印西クリーンセンターの現状】

- 稼働開始より38年が経過したが、大きなトラブルもなく安全・安定な操業を継続

次期中間処理施設計画の経緯①

【計画の経緯】

安全・安定な操業を継続してはいるものの

- ごみ質変化や施設の老朽化により処理能力が低下
- 基幹的設備の改良工事を平成28年度、平成29年度の2ヶ年で実施

↓

ごみの適正処理を維持するために、次期中間処理施設整備事業を推進していく必要がある。

次期中間処理施設整備計画の経緯②

組合にて次期中間処理施設整備について建設候補地の検討を開始

↓

組合管理者の附属機関「次期中間処理施設整備事業用地検討委員会」を設置

↓

同委員会で公募を行い、６箇所の応募を受理（後に2箇所が応募取り下げ）

↓

同委員会で現在地を含めた5箇所の候補地を比較検討（１次、２次、３次審査）

↓

次期中間処理施設整備計画の経緯③

同委員会にて最も評価点が高かった印西市吉田地区を建設候補地として選定

↓

組合と地元吉田区との基本協定、整備協定の締結

↓

平成29年3月に印西市吉田字馬込546番他32筆（約2．3ha）を建設予定地として決定

印西クリーンセンター次期中間処理施設の概要①

【都市計画決定の概要】

名　　称　　印西クリーンセンター次期中間処理施設

位　　置　　印西市吉田字馬込５４６番他３２筆

面　　積　　約２．３ｈａ　　※平成３０年度に用地買収済

稼働開始　　令和１０年度

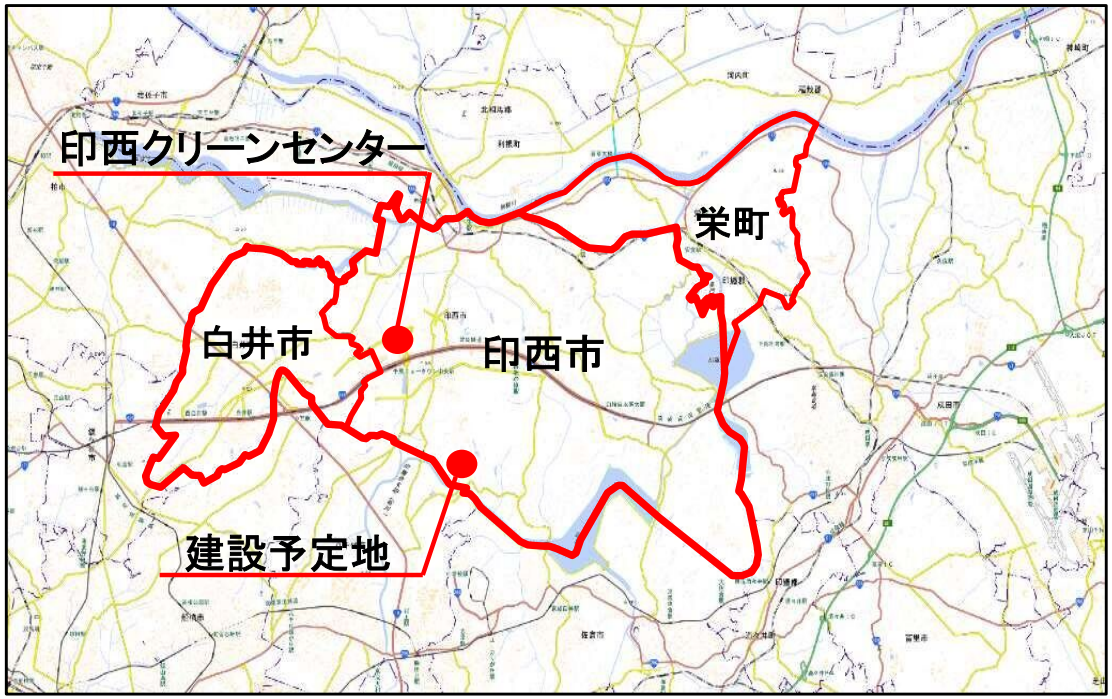

印西クリーンセンター次期中間処理施設の概要②

【都市計画決定を行う土地の基礎情報】

区域区分	市街化調整区域
用途地域	指定なし
建ぺい率／容積率	６０％／２００％
景観法・景観条例	景観計画区域：景観法に基づく通知対象
宅地造成規制法	規制区域外
農業振興地域	該当あり
農地法	対象区域（申請等行為は適用除外）
森林法	斜面部（約0．6ha）：地域森林計画対象民有林
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地を含む　※調査実施済
砂防三法	規制区域外
土砂災害防止法	規制区域外
災害ハザードエリア	区域外

印西クリーンセンター次期中間処理施設の概要③

【土地利用計画】

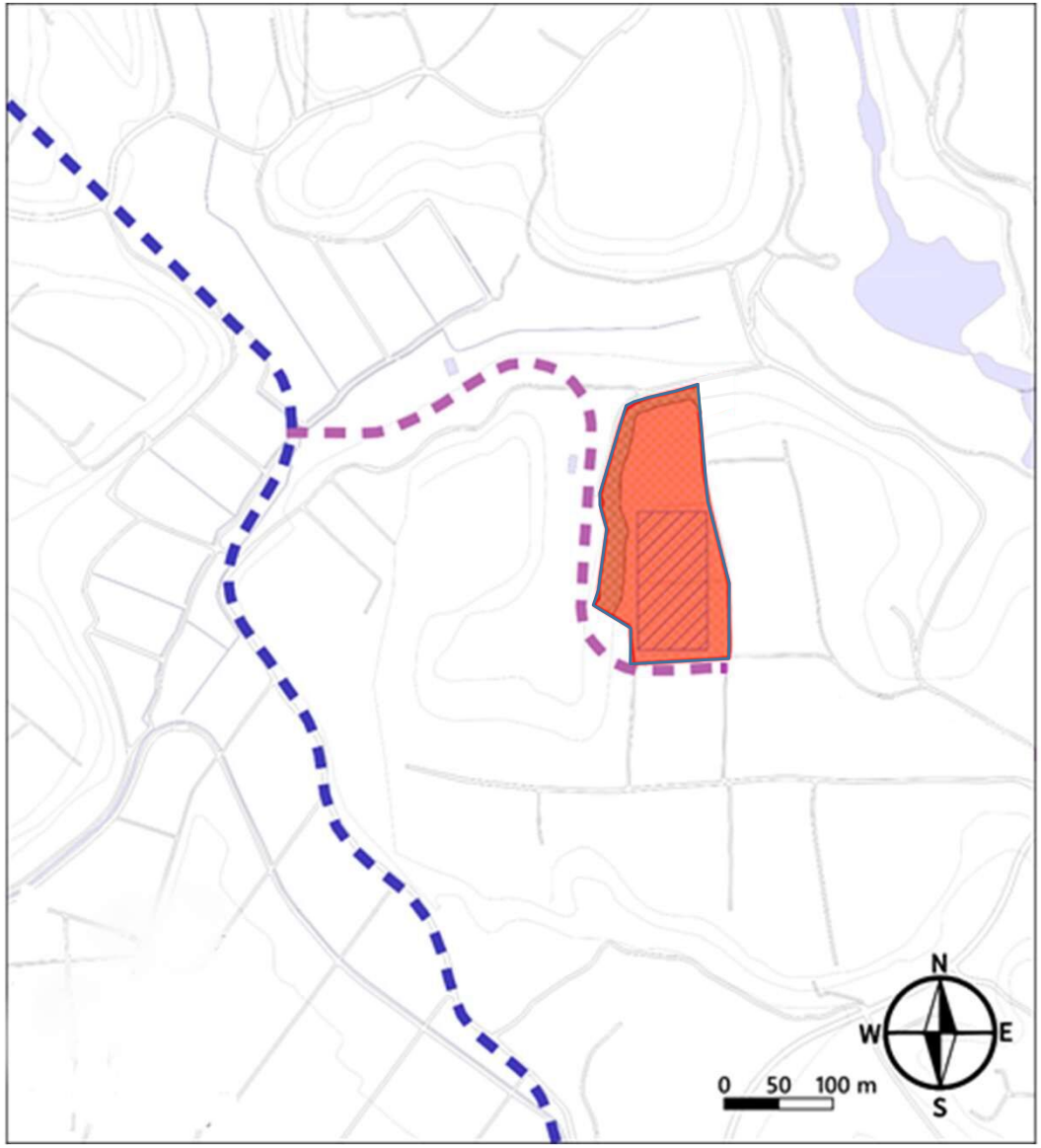

至　一般県道八千代宗像線

区分	面積	土地利用
工作物	約 5,500㎡	工場棟 計量棟 人工地盤ﾃﾞｯｷ
場内道路	約 4,500㎡	
駐車場	約 900㎡	
緑地	約 9,400㎡	
調整池	約 1,600㎡	
その他	約 1,100㎡	
合計	約 23,000㎡	

※ 施設地盤を現況から5m切下げ

※ 煙突高さは切下げ面から59m

印西クリーンセンター次期中間処理施設の概要④

【インフラ計画】

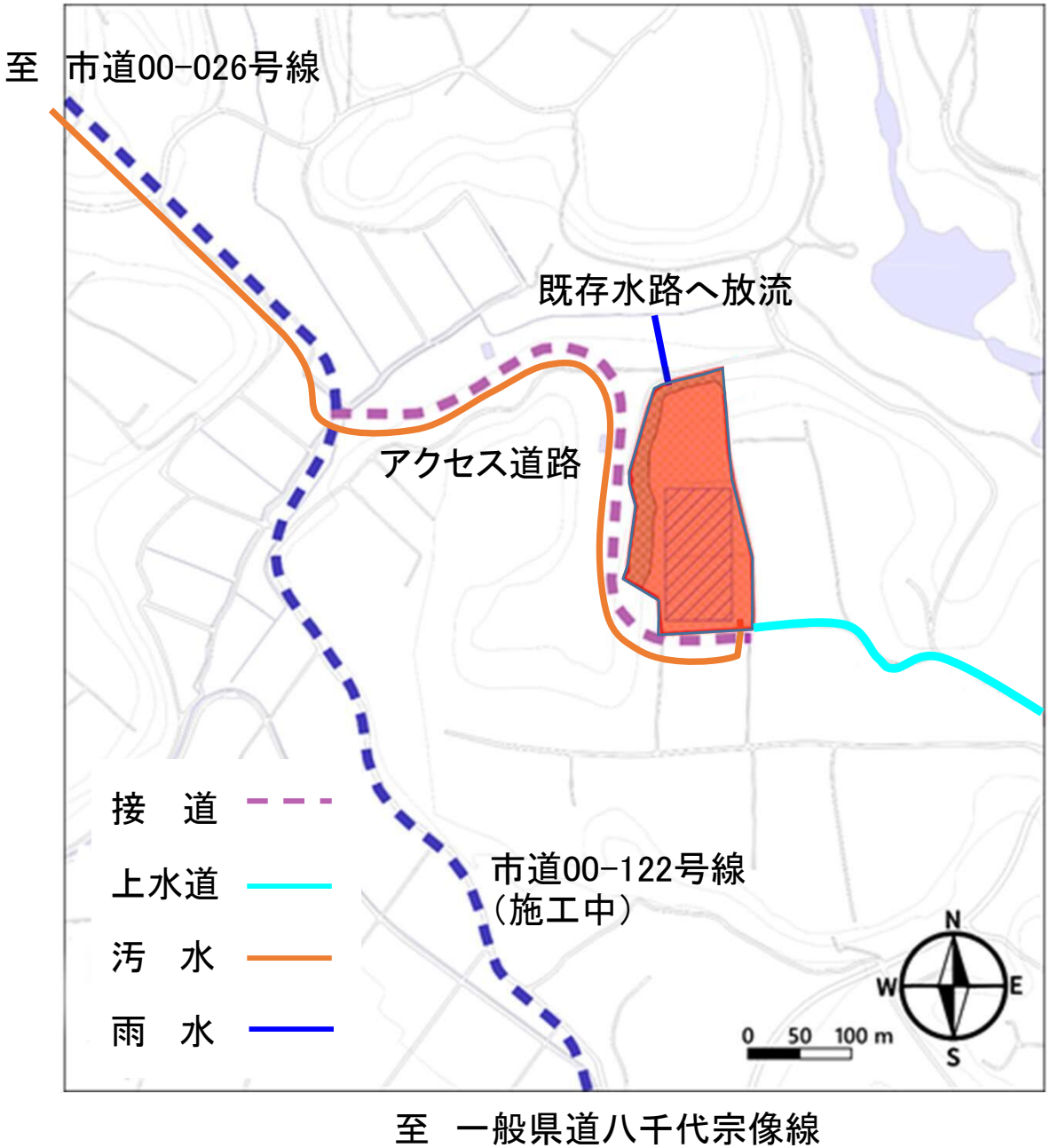

- 接道
  アクセス道路
- 上水道
  市営水道より給水
- 汚水
  公共下水道へ接続
- 雨水
  敷地内雨水調整池より流量調整し、既存水路へ放流

印西クリーンセンター次期中間処理施設の概要⑤

【施設整備基本方針】

（1）地域住民等の理解と協力を確保する安全安心な施設整備

- 吉田地区及び周辺の自然環境と調和した施設整備を図る。
- 地域住民の理解と協力を確保し、安全・安心な恒久施設となり得る施設整備を図る。

（2）循環型社会形成と地域活性化の拠点となる施設整備

- 循環型社会形成を目指すことと併せ、ごみの持つエネルギーを最大限に活用した地域へのエネルギー供給、雇用創出を図る。
- 地域の特性や資源を活かし、地域活性化に寄与するほか、大規模災害時には避難・救護のための防災拠点の役割と災害廃棄物を迅速に処理する復興拠点としての役割を果たす施設として整備を図る。

（3）経済性と高度なシステムの両立を目指した施設整備

- 効率かつ経済性を考慮した最新技術の導入を図る。
- 施設整備から運営に至る全段階において経済性に配慮した検討を行い、最適な事業方式の選定を図る。

印西クリーンセンター次期中間処理施設の概要⑥

【施設概要】

施設	項目	内容
焼却施設	施設規模	156t／日（78t／日×2炉）
	方式	ストーカ方式
	対象ごみ	可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの破砕残さ
	稼働時間	1日24時間
リサイクルセンター	施設規模	10t／日
	対象ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ
	稼働時間	1日5時間

都市計画決定に向けた進捗状況①

【環境影響評価】

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、あらかじめ必要な調査・予測・評価などを行うとともに、その結果を公表して住民や行政機関などの意見を聴き、それらを踏まえて事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うことを目的としたもの。

（仮称）次期中間処理施設について、施設整備基本計画において施設規模156t／日と設定していることから、千葉県環境影響評価条例（以下、県条例という。）に基づく環境影響評価手続きの対象となり、令和2年10月より着手している。

なお、本事業はごみ焼却場として都市計画決定を伴うものであり、千葉県環境影響評価条例第41条に基づき都市計画決定権者（印西市）において実施している。

都市計画決定に向けた進捗状況②

【環境影響評価手続きの流れ】

事業計画概要書 → 方法書 → 準備書 → 評価書 → 事後調査

内容	整備する施設の概要及び事業実施区域の周囲の環境状況について図書として取りまとめる。	環境影響評価（調査・予測・評価）を行う項目や調査方法等について、図書として取りまとめる。	方法書に基づく現地調査により得られた調査結果に対して予測・評価を行い図書として取りまとめる。	準備書の内容に、知事、関係市町、住民等の意見を取り入れ、最終的な環境影響評価の結果を図書として取りまとめる。	施工時や供用時に実施した事後調査により判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策等を図書として取りまとめる。
項目	● 事業位置、敷地規模、土地利用、施設の規模、設備概要について設定 ● 事業実施区域の周囲の状況把握	● 環境影響を受ける範囲の設定 ● 施工時及び供用時における環境影響評価（調査）項目、調査手法、予測手法を設定	● 環境影響評価項目に関する資料、文献、現地調査結果に対する予測、評価を実施	● 準備書に対して知事、関係市町、住民意見を反映	

都市計画決定及び環境影響評価スケジュール

【都市計画決定手続き】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
都市計画の変更の案の概要					
都市計画の変更の案					
都市計画審議会					
都市計画決定					

【環境影響評価手続き】

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
概要書					
方法書					
準備書					
評価書					
現地調査					
事後調査					

令和6年7月31日現在

これまでの環境影響評価における手続き①

- 事業計画概要書手続き

縦　　覧　　令和3年8月3日（火）～9月2日（木）まで
縦覧場所　　県（環境政策課）、印西市（都市計画課）、
印西地区環境整備事業組合

- 方法書手続き

縦　　覧　　令和3年9月3日（金）～10月4日（月）まで
縦覧場所　　県（環境政策課）、印西市（都市計画課）、
佐倉市（生活環境課、志津コミュニティセンター）、
八千代市（環境保全課）、白井市（環境課）、
栄町（環境協働課）、印西地区環境整備事業組合
説明会　　9月18日（土）　八千代市（やちよ農業交流センター）
9月19日（日）　印西市（文化ホール）
9月26日（日）　佐倉市（志津コミュニティセンター）
住民意見　　10月19日（火）締切　　意見書の提出なし

- 現地調査　　令和2年度から継続し令和4年9月末まで
大気質、動植物、水質、土壌、地下水等

これまでの環境影響評価における手続き②

- 準備書手続き

縦　　覧	令和5年10月3日（火）～11月1日（水）まで
縦覧場所	県（環境政策課）、印西市（都市計画課）、 佐倉市（生活環境課、志津コミュニティセンター）、 八千代市（環境保全課）、白井市（環境課）、 栄町（経済環境課）、印西地区環境整備事業組合
説明会	10月21日（土）　佐倉市（志津コミュニティセンター） 10月22日（日）　印西地区環境整備事業組合
住民意見	11月16日（木）締切　　意見書の提出なし

これまでの千葉県環境影響評価委員会の手続き

- 千葉県環境影響評価委員会
  - ・事業者説明　　令和5年10月20日（金）
    施設の概要、準備書の内容説明、現地視察
  - ・論点整理　　12月21日（木）
    委員意見、関係市長意見、県担当課意見の取りまとめ
  - ・答申案整理　　令和6年1月26日（金）、2月22日（木）
    答申案に対する審議
  - ・評価書の提出　　令和6年7月25日（木）

次期中間処理施設からの余熱利用計画（案）

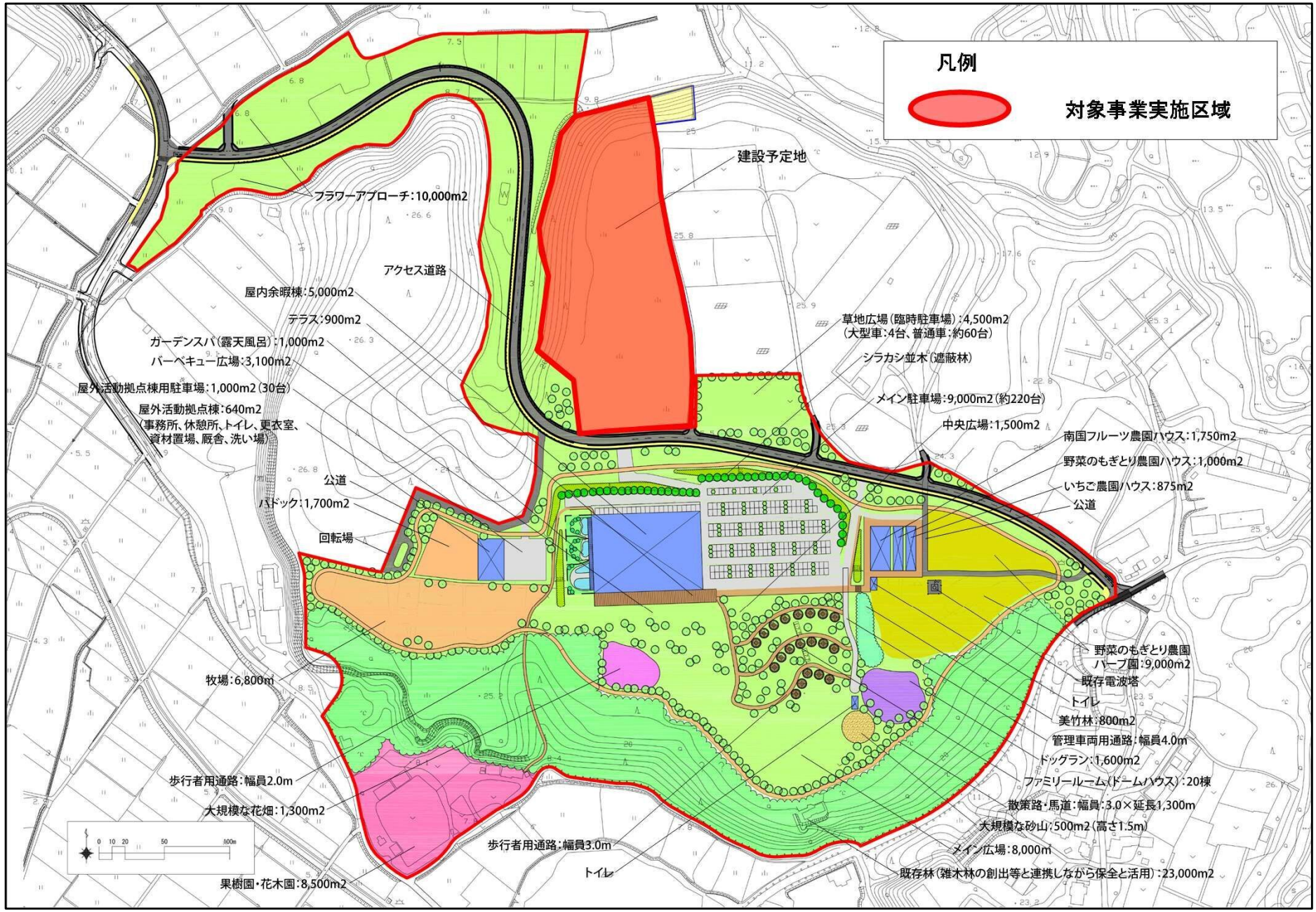

出典：次期中間処理施設整備事業地域振興策基本計画　第2回変更（令和4年8月）より作成